

## 第34回 大阪市動物愛護推進会議 議 事 録

### 1 日 時

令和5年3月30日（木）午後2時から午後3時30分

### 2 場 所

大阪市役所 地下1階 第2共通会議室  
大阪市北区中之島1-3-20

### 3 出席者

大阪市動物愛護推進会議

河中委員、近藤委員、高山委員、富永委員、宮木委員  
オブザーバー

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 朝倉課長、岡崎主査  
事務局

大阪市健康局生活衛生担当部長 中谷 紀久雄

大阪市健康局健康推進部生活衛生課長 松村 国彦

大阪市健康推進部保健主幹兼動物管理センター保健主幹 栗山 憲英

大阪市健康局健康推進部生活衛生課担当係長 伊藤 邦夫、片岡 雄介

大阪市健康局健康推進部生活衛生課係員 吉川 勇輝

大阪市健康局健康推進部動物管理センター係員 青木 美涼

### 4 議 題

- (1) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画の進捗状況について
- (2) 動物愛護体験学習センターの開設について
- (3) 令和4年度大阪市動物愛護推進員研修会について
- (4) その他

### 5 配布資料

次第

配席表

委員名簿

資料1

資料1-2

資料2

資料3

大阪市動物愛護推進会議開催要綱

## 6 議 事

### 【事務局：吉川】

定刻となりましたので、ただ今から第 34 回大阪市動物愛護推進会議を開催させていただきます。各委員の皆様方には、何かとお忙しいなか、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、大阪市健康局生活衛生担当部長の中谷からご挨拶を申し上げます

### 【事務局：中谷】

大阪市健康局生活衛生担当部長の中谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、平素から大阪市の動物愛護管理行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、年度末の大変多忙な時期にも関わらずご出席賜りましたこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正におきまして、「動物虐待に対する罰則の強化」、「動物の適正な飼養管理基準の具体化」、「犬猫等の販売業者に対するマイクロチップ装着の義務化」などの規定がなされたところでございます。

動物取扱業者における動物の適正な飼養管理基準につきましては、令和 3 年 6 月 1 日から「第一種および第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」が施行され、犬や猫を飼養管理するケージの大きさなどに数的基準が設けられたことから、本市においてもこれらを踏まえたうえで動物取扱業者への指導を行っているところであります。

また、本市では「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向けて各種の取組みを進めているところであります。各団体のご協力もございまして殺処分数は着実に減少しているところです。今後取り組むべき課題のひとつとして、多頭飼育崩壊の問題が残されております。多頭飼育崩壊においては、未然に防止することが重要であり、現在そのための手術の助成制度について検討をはじめたところであります。

本日は、本市における動物愛護推進に関する取組みについて説明させていただいた後に、委員の皆様からのご意見を頂戴したいと考えております。

今後に向けての実り多い会議となりますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

### 【事務局：吉川】

中谷部長ありがとうございました。

昨年度の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症流行の影響により書面開催とさせていただきました。そのため、今回の会議が初顔合わせの委員もおられますので、委員の方々をご紹介させていただきます。お手元に配席表と本会議の委員名簿を添付しておりますので、ご参照ください。

公益社団法人 日本動物福祉協会 南大阪支部 副支部長の河中委員でございます。  
公立大学法人大阪 大阪公立大学 獣医学部 講師の近藤委員でございます。

公益社団法人 大阪市獣医師会 会長の高山委員でございます。  
公益社団法人 日本動物病院協会の富永委員でございます。  
大阪府愛玩動物協会の宮木委員でございます。

続きまして、事務局の出席者につきましても紹介させていただきます。  
先ほどご挨拶させていただきました、生活衛生担当部長の中谷でございます。  
生活衛生課長の松村でございます。  
健康推進部保健主幹兼動物管理センター保健主幹の栗山でございます。  
生活衛生課担当係長の伊藤でございます。  
生活衛生課担当係長の片岡でございます。  
動物管理センターの青木でございます。

また、例年、オブザーバーとして大阪府のご担当者にもご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

大阪府環境農林水産部 朝倉動物愛護畜産課長でございます。  
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 岡崎主査でございます。

最後となりましたが、本日、司会進行をさせていただきます、生活衛生課の吉川でございます。本日の出席者は以上でございます。中谷部長におきましては、このあと公務の予定が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

なお、議事に先立ちまして「大阪市動物愛護推進会議の運営方針」により、本会議及び議事録につきましては原則公開となっていることを申し添えます。  
傍聴者につきましては、現在のところ1名となっております。

それでは、本日お配りしております資料の御確認をお願いします。

まず、第34回動物愛護推進会議次第と配席表及び大阪市動物愛護推進会議委員名簿をそれぞれお配りしています。

また、資料として

資料1-1：犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画（概要版）

資料1-2：令和元年度「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画」進捗状況について

資料2：動物愛護体験学習センターの開設について

資料3：令和4年度大阪市動物愛護推進員研修会について

参考資料 大阪市動物愛護推進会議開催要綱

以上でございますが、資料に不足や落丁等はありませんでしょうか。

ございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

#### 【事務局：吉川】

それでは議事に移る前に、座長を選任したいと思います。

参考資料としてお付けしております、大阪市動物愛護推進会議開催要綱の第3条により、「座長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、どなたかご推薦はありますでしょうか。

【近藤委員】

高山委員を推薦します。

【事務局：吉川】

他にご意見はございますでしょうか。

ないようですので、高山委員に座長席へお移りいただきまして、以後の議事進行をお願いしたいと思います。

【高山座長】

ただいま座長に選任いただきました高山でございます。

微力ながら精一杯努めさせていただきますので、皆様にもご協力のほどよろしくをお願いいたします。

【高山座長】

では、本日の次第に基づきまして議事を進行してまいります。

議題１の「『犬猫の理由なき殺処分ゼロ』に向けた行動計画の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：片岡】

議題１について、事務局から説明させていただきます。

本市では令和７年の大阪万博開催年までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成することを目指し、様々な動物愛護に関する取組みを盛り込んだ行動計画を平成３０年３月に策定し、各種動物愛護施策に取り組んでいます。

資料１－１に行動計画の概要版を、資料１－２に取組みをまとめたものをご用意しました。本日は、資料１－１の第４に記載する取組みについて、資料１－２を用いて説明させていただきます。なお、詳細につきましては、令和４年１２月末までの個別項目進捗管理シートを本市ホームページに掲載しております。

項目１の『犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現』についてですが、犬猫の収容及び殺処分の現状は【表１】及び２ページ目の【グラフ１～３】でお示ししているとおりです。犬と猫の収容数、殺処分数はともに年度ごとに減少しており、殺処分削減率についても、令和２年度は２２．５％であったものの、平成３０年度は２６．０％、令和元年度は３２．１％、令和３年度は３４．７％と目標としている前年度比２５％減を概ね達成しています。今年度につきましても、前年度２５％減の達成に努めています。

続いて、３ページ目、項目２の「犬猫の殺処分削減に向けた事業の推進・強化」についてです。取組方針（１）の野犬対策では、淀川河川敷と南港地区で定点カメラを用いた野犬の捕獲を行っており、捕獲等の実績は４ページ目の【表２】のとおりです。捕獲される野犬の数は減少傾向にあり、令和２年度以降に捕獲した野犬については、おおさかワンニャンセンターでの馴致の取組みや譲渡団体の協力によってすべて譲渡することができました。

取組方針（２）の哺乳期猫の譲渡については、平成３０年度から３週齢未満の子猫についても、譲渡団体の協力を得ながら可能な限り譲渡につなげるよう取り組んでいます。【表３】で哺乳期猫の譲渡匹数が令和２年度以降減少しています。

が、これは収容される数が減っていることが原因です。

取組方針（３）の哺乳期猫以外の譲渡についても、おおさかワンニャンセンターで月２回実施していた譲渡会を令和２年度からは毎週の開催に変更したほか、令和４年度からは、譲渡対象の犬猫をホームページやSNSを工夫しながら随時紹介するなど、少しでも新たな飼い主の関心が得られるような取組みも行っています。

続いて５ページ目、項目３の「犬猫の適正飼養の推進」についてですが、取組方針（１）マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討については、マイクロチップ装着の推奨や所有者明示の重要性を「犬猫を正しく飼う運動」強調月間において啓発しているほか、おおさかワンニャンセンターから譲渡する犬猫には原則マイクロチップを装着することにより、マイクロチップの普及に努めています。

また、令和４年１１月からは、マイクロチップ装着に関する狂犬病予防法の特例制度を適用することにより、犬の飼い主によるマイクロチップ装着を推進しています。

続いて６ページ目、項目４の「動物愛護教育の充実」についてですが、取組方針（１）の命の大切さを学ぶ機会の増加については、７ページ目の【表５】に示すとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和２年度以降小学校において「命の時間」の授業は実施できていません。

取組方針（３）のふれあい事業の拡充については、【表６】のとおりです。令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により出張型のふれあい事業、夏休みのイベントが実施できず、参加者数が大きく減少しましたが、令和４年度は新型コロナウイルス感染症収束の折を見て、これらの事業を開催することができたため、参加者数がやや回復しました。

続いて８ページ目、項目５の「動物愛護に関する広報の充実」についてですが、取組方針（１）の広報活動の強化について、ホームページ、市や区の広報紙、SNS（Twitter、Facebook、Instagram）等により、適正飼養の啓発、譲渡動物の紹介、動物愛護関連事業寄附金、大阪市の殺処分の現状、街ねこ事業等の広報に取り組むとともに、おおさかワンニャン特別大使による講演やメッセージ動画の放映により、動物愛護の普及啓発の促進に取り組んでいます。

続いて、９ページ目、項目６の「動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築」についてですが、取組方針（１）の動物関係の相談に対する連携体制の構築については、高齢者の飼育困難による飼育放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、高齢者向けリーフレットを区役所に配布したほか、福祉局と連携して市内各地域包括支援センターや社会福祉協議会への配布、介護事業者等集団指導で配布するとともにホームページに掲載し、周知を図っています。

また、取組方針（２）の所有者不明猫対策事業の再構築についてですが、街ねこ事業については、手術委託動物病院にご協力をいただきながら、１０ページ目【表７】のとおり、毎年コンスタントに街ねこの手術を実施しています。

ここまでの説明で何かご質問はありますか。

【高山座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございま

せんでしょうか。

【高山座長】

殺処分数の減少についての質問ですが、殺処分数とりわけ哺乳期の殺処分数の減少が、「所有者不明猫適正管理推進事業」、いわゆる街ねこ事業の手術数と比べて少ないように感じますが何か理由があるのでしょうか。例えば遺棄が多いとか、今後哺乳期猫の処分数は減少していく見込みであるとか何かあるようでしたら教えてください。

【事務局：片岡】

ご質問ありがとうございます。街ねこ事業における手術は例年 500～700 件程度継続的に実施しております。また、野良猫の数の指標となるロードキルの数に関しては、2017 年の約 7500 件から 2021 年には約 4000 件と、半数近くまで減少しているため、哺乳期猫を含め野良猫の数の減少に一定の効果が出ていると考えております。

【河中委員】

9 ページの猫の不妊手術に関して何か決まっているのでしょうか。

【事務局：片岡】

全国的に多頭飼育崩壊が問題となっており、その中で飼い主に対し経済的な支援が必要な場合があるため、補助金を配るような制度ではありませんが、手術を無償で実施するような制度を考えているところです。また後程ご説明させていただきます。

【近藤委員】

1 ページの表 1 の収容数というのはどういう意味なのでしょうか。基本的に長い間ワンニャンセンターにて譲渡を待つことはないのですか。

【事務局：片岡】

収容された後すぐに譲渡できるわけではありません。性格的に愛くるしく、譲渡に適した個体に関しては、すぐ譲渡される傾向にありますが、そうでない個体は長期収容される場合があります。

【近藤委員】

現在おおさかワンニャンセンターに収容されている数はどれぐらいなのでしょう。

【事務局：片岡】

時期によって変動があり、多頭飼育崩壊などの事案があった場合は、数十匹収容されることもあります。通常はそこまで収容数は多くなく、数匹程度となっています。

【事務局：栗山】

犬に関しては、収容数はかなり減ってきております。

【富永委員】

譲渡率を上げる、殺処分をゼロに近づけることはいいことだとは思いますが、そういった対象になる動物、特に犬に関しては問題行動がある場合が多いと思います。その中で、動物の飼養に慣れてない人に安易に譲渡すると、人も犬も幸せに暮らすのは非常に難しいと感じます。譲渡後のサポートや、譲渡後うまくいかずにセンターのもとへ返されることはあるのでしょうか。

【事務局：片岡】

譲渡の際には、個体の性格を伝えるようにし、理解をいただいた上で譲渡を行っております。また、譲渡後には半年から1年以内に譲渡報告書の提出をお願いしており、それにより譲渡後の状況を把握するように努めています。現時点で、譲渡後トラブルになり、センターに戻された事例はありません。

【河中委員】

令和4年の殺処分ですと、猫が158頭とありますが、これにはとてつもない病気の子も含まれているのでしょうか。

【事務局：片岡】

とてつもない病気というのが、どの程度のものかにもよりますが、多頭飼育崩壊の事例では、皮膚の状態が非常に悪い個体や感染症に罹患している個体もあるため、このような場合は殺処分となるケースが多いです。

【近藤委員】

この殺処分の中で、「理由なき殺処分」というのはゼロという認識でいいのでしょうか。

【事務局：片岡】

行動計画の核心部分になると思いますが、現在も「理由なき殺処分」はゼロになっていると言えます。しかしながら、取組みに関してはさらに突き詰められることができると考えており、多頭飼育崩壊を未然に防ぐなど、さらに取り組むべき施策はあるため、そこを突き詰めてこそ本当の「理由なき殺処分ゼロ」を達成できると考えています。

【近藤委員】

殺処分の内訳を明確にすべきではないのでしょうか。病気で安楽死をさせた個体を殺処分の項目に計上するのはどうかと思います。

【事務局：片岡】

環境省において殺処分の内訳のパターンが分類されており、それに基づいて統計を取っているため、内訳は公表できるようにしています。

【高山座長】

他にご質問はないでしょうか。

【事務局：片岡】

それでは残りの項目について説明を続けます。

11 ページ目、項目7の「動物愛護関連施設の設置」についてですが、旭区の城北公園内にあり長年使用されていなかった「もと菅原城北大橋有料道路管理事務所」を改修し、民間団体等が活動できる施設として、令和4年10月に「動物愛護体験学習センター」を開設しました。

本項目については、後の議題で改めて説明します。

続いて、項目8の「ペットにかかる災害時対策」についてですが、取組方針(1)のペットとの避難対策の構築について、危機管理室が主体となって各区にペット同行避難に関する資料を周知するとともに、健康局としてもペットのための防災対策について、HPに掲載するなど市民に向けた周知啓発を行っています。

12 ページ目、項目9の「動物愛護関連事業寄附金の活用」についてですが、寄附金額は【表8】にお示ししたとおりです。令和元年度、令和2年度にはそれぞれ、1000万円、3000万円という大口のご寄付をいただいております。いただいた寄附金は、大阪市動物愛護管理施策推進基金として積み立て、街ねこ事業や犬猫の譲渡に関する事業に活用させていただいております。

続いて13ページ目、項目10の「動物愛護推進員制度の再構築」についてですが、令和2年度に「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改正し、動物愛護推進員の拡充を図り、令和3年度からは36名体制で活動していただいております。また、例年、大阪府と合同で開催しております推進員研修会にご参加いただいております。今年度も2月8日に開催したところです。

続いて、項目11の「市営住宅敷地内における猫対策」についてですが、市営住宅を管轄しています都市整備局が、令和2年度に市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針を策定し、要望のある団地のうち条件を満たした1団地において、令和3年度9月からモデル実施を行っています。

続いて14ページ目、項目12の「おおさかワンニャンセンターの機能向上」についてですが、おおさかワンニャンセンターでは、令和元年度から令和2年度にかけ、犬舎に新たな空調設備や移動式活性炭脱臭装置を設置したほか、令和2年度には、おおさかワンニャンセンター敷地内に、収容犬のためのドッグランを設置しました。その他にも、令和4年2月には本館及び保護室の屋根の補修を行うなど、必要な機能向上を図っています。

説明については以上です。

【高山座長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【高山座長】

これ以上のご質問がないようですので、議題2「動物愛護体験学習センターの開設について」、事務局から説明をお願いします。



【事務局：片岡】

それでは議題2について説明いたします。資料2をご覧ください。

議題1でも触れましたとおり、行動計画の項目7において民間団体等が活動できる「動物愛護関連施設の設置」を掲げていました。

1ページ目のグラフにもお示ししていますとおり、様々な動物愛護施策の取り組みや各団体様の取り組みのおかげもあり、犬猫の殺処分数は年々減少しています。

2ページ目ですが、さらなる殺処分数削減を図るためには、殺処分の多くを占める猫について、収容数を減らす取り組み、収容された猫の譲渡を促進していく取り組みが重要であり、動物愛護の啓発、街ねこ事業の推進、譲渡の推進などを行ってきたところですが、これらの取り組みに加え、官民協働で動物愛護事業（譲渡会、セミナー等）を行う拠点施設となり、更なる民間ボランティアの育成にもつながるような動物愛護関連施設の設置、運用が必要と考えておりました。

そこで、この度令和4年10月に、動物愛護団体と協働で動物愛護事業を実施できる施設として、広いスペースを持った動物愛護の市民協働・発信拠点として、動物愛護体験学習センターを開設することとしました。

3ページ目をご覧ください。動物愛護体験学習センターは旭区の城北公園内にあります。城北公園の上を走る菅原城北大橋は、もともと有料道路でしたが、平成26年にこれを無料開放し、通行料金徴収の管理業務が不要となったことから、「菅原城北大橋管理事務所」は使用されていない状態にありました。その「もと菅原城北大橋管理事務所」に改装工事を行って、体験学習、譲渡会、市民セミナー、不妊去勢手術などの事業をできる動物愛護の施設としました。施設の管理運営は、公募型プロポーザル方式にて事業者を公募・選定し、令和4年度は（株）いち犬猫病院に業務委託しております。

4ページをご覧ください。当施設の開設により、大阪市の動物愛護管理施設は、動物の収容・譲渡等を行っている住之江区のおおさかわんにゃんセンター、まち猫事業を行っている動物愛護相談室と合わせて3か所目ということになります。

続いて5ページ目です。10月1日には当施設の開設式を行いました。本市担当者による開設趣旨の説明、令和4年度の委託事業者による挨拶、松井市長による挨拶のほか、おおさかわんニャン特別大使 杉本 彩さんから応援メッセージをいただきました。開設式に続き、動物愛護関連事業として、譲渡動物のご紹介、マイクロチップ読み取り体験、パネル展示なども行いました。

6ページ目をご覧ください。令和4年10月以降、委託事業者が譲渡会をメインに事業を実施しているところですが、本市としましても当施設を利用して、今年から、保育園児を対象としたふれあい体験の事業を実施しています。実際に参加してもらった保育園からは大変好評を得ています。このようなふれあい事業や動物愛護に関する学びの事業については、行政として今後とも取り組んでいきたいと考えているところです。

いずれにしても、まだスタートしたばかりの施設です。行政と民間団体が共に動物愛護の事業をできる市民に親しまれるような施設となるよう、取り組んでいく予定でございます。

説明については以上です。

【高山座長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

【高山座長】

城北公園の施設については、委託事業者以外も利用できるのでしょうか。

【事務局：片岡】

委託というのは、管理運営を委託しているという意味でして、譲渡会の場所がなくて困っている団体様は申込していただければ、利用可能となっております。

【宮木委員】

費用はかかるのでしょうか

【事務局：片岡】

費用のご負担は不要です。

【宮木委員】

大阪府愛玩動物協会ですつけ教室を実施したいと考えているのですが、利用は可能でしょうか。

【事務局：片岡】

大阪市内で活動されているのであれば、動物関係事業者様でも個人の方でも問題ありません。しつけ教室にはうってつけの場所かと思います。

【宮木委員】

施設利用者の選定は委託事業者が行うのでしょうか。そのあたりの詳細はどこを調べたら知ることができるのでしょうか。

【事務局：片岡】

ホームページの設営も含めて委託業者が作成を行っています。大阪市のホームページにもリンクを記載しており、「動物愛護体験学習センター」と検索していただければ表示されます。検索してもなかなか出てこないようであれば改善します。

【宮木委員】

どれくらいの数のお申込みがあるのでしょうか

【事務局：片岡】

委託事業者に委託しているため、申込数については把握しておりません。

【高山座長】

これ以上のご質問がないようですので、議題3「令和4年度大阪市動物愛護推進員研修会について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：片岡】

それでは議題3について説明いたします。

本年度は、令和5年2月8日に動物愛護体験学習センターにて動物愛護推進員研修会を開催しました。参加者は大阪府の推進員が13名、大阪市の推進員が12名でした。

内容といたしましては、動物愛護体験学習センターのご紹介、大阪府、大阪市の動物愛護推進員の活動報告のほか、参加者を4つのグループに分け、「多頭飼育崩壊の予兆の探知について」「地域猫活動を進めるに当たっての地域での理解の促進について」「猫の室内飼いを徹底していない飼い主への対応について」「同行避難の普及啓発について」の4つのテーマを設定して意見交換会を行いました。意見交換会は30分と時間が短かったため、自己紹介で終わってしまう班もありましたが、参加された推進員からは活発な意見交換が行われました。

説明については以上です。

【高山座長】

ただいまの事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【河中委員】

参加者の推進委員の分母はどのぐらいなのでしょう。

【大阪府：岡崎】

大阪府の推進委員は80名となっております。

【事務局：片岡】

大阪府が36名となっております。

【高山座長】

これ以上のご意見、ご質問がないようですので、次の「その他」として事務局から何かありますでしょうか。

【事務局：片岡】

昨今、多頭飼育崩壊の問題が報道されることが多くなっており、本市においても多頭飼育崩壊事例が発生していることから、その対策が必要と考えているところです。多頭飼育崩壊を防止する最も効果的な方法は、不妊去勢手術ですが、経済的な事情等により手術を実施できない飼い主もおられます。

そこで、過去の多頭飼育崩壊事例の傾向等も参考にしながら、一定の要件を満たす猫の飼い主への多頭飼育崩壊未然防止を目的とした手術助成制度を来年度に設計し、試行実施する予定としています。現在のところ具体的な制度の内容についてお示しすることはできませんが、今後、一定お示しできる段階になりましたら、皆様にもお示ししたいと考えています。

【高山座長】

ただいまの説明について何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【河中委員】

街ねこ事業は自費でやっているところもあります。多頭飼育崩壊は個人の責任ではないでしょうか。助成金は多頭飼育だけでなく野良猫にも一律で実施するというのはどうでしょうか。そもそも生活保護を受けておられる方の飼育頭数に制限がないのがおかしいのではないのでしょうか。

【事務局：片岡】

なにが正解かというのは難しいところですが、これだけ全国的に多頭飼育崩壊が問題になっている中で、やはり未然防止対策を行っていくことが大事だと考えています。

【河中委員】

多頭飼育崩壊の猫は状態が悪いから処分になることが多いという話がありましたが、何頭からが多頭飼育という認識なののでしょうか。何頭超えたら殺処分なののでしょうか。

また、その飼い主に対してペナルティはないのでしょうか。もう飼ってはいけないとかそういったことがないのであれば私は納得できません。

【事務局：片岡】

まずは適正飼養の啓発が一番大切だと思っているので、まずはそこを行っていきたくて考えております。

【事務局：栗山】

われわれもまずは飼い主責任であるという認識をもっています。

【河中委員】

多頭飼育崩壊を引き起こす人というのは、一度手術を行ったとしても繰り返すと思います。また、次もいけると考えるのではないのでしょうか。

【事務局：片岡】

お金を投入するということは、行政の責任も伴ってくる、オペを実施した後のアフターケアが大切になってくると考えております。

【高山座長】

予算の限りがある中での実施となると思います。その中で、多くの市民の理解が得られる制度となつてほしいです。

【事務局：片岡】

もう1点連絡事項があります。委員の皆様におかれましては、平成3年4月から委員として委嘱させていただいておりますが、令和5年3月31日で2年間の

任期が満了となります。

本市が定めております、「審議会等の設置及び運営に関する指針」におきまして、委員の選任につきましては、在任期間が4年を超えない又は再任1回までとされています。そのため、高山委員、富永委員におかれましては、2期目の任期が満了となることをもちまして、退任されることになります。また、宮木委員におかれましても、今期の任期を以て退任されることを伺っています。退任される委員の皆さまには、本市へのご助言とご協力を賜り、心からお礼申しあげます。河中委員、近藤委員につきましては、来期2年間についても、引き続き委員をお願いしたいと考えております。

また、動物愛護推進員につきましても、令和5年3月31日で任期満了となります。次期推進員の推薦につきましては、本会議構成団体に推薦いただいているところでございます。

【高山座長】

ただいまの説明について何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【河中委員】

寝屋川のブリーダーの事件がありましたが、大阪市では同様の事は起きていないのでしょうか。制度が変わってから見回りもしているのでしょうか。

【事務局：片岡】

大阪市はほとんどが市街地ということもあり、大規模なブリーダーはおりません。また、現時点でそのような事案はありません。

【宮木委員】

知り合いで犬の里親になりたい人がいましたが、年齢が65歳ということで断られました。子供が保証人になるとかはできないのでしょうか。大阪市に住んでいないとだめなののでしょうか。

【事務局：片岡】

おおさかワンニャンセンターでは、65歳以上でも譲渡は可能ですが、正直何があるかわからないため、周りにサポートを受けられる方がいることが条件となっています。

【河中委員】

譲渡対象になるのは大阪市在住ではないとだめなののでしょうか。

【事務局：片岡】

犬に関しては府内に限らせていただいております。

【河中委員】

地域によって収容される犬が違いますよね。例えば和歌山は大型犬が多いなど。県外在住で小型犬が欲しい方が大阪市に申し込むことはできないのでしょうか。

【事務局：片岡】

遠すぎるとアフターケアができないため、犬に関しては府内に限らせていただいております。

【高山座長】

その他、ご意見等ありませんか。

なければ、本日の議題・報告は以上と聞いておりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局：吉川】

高山座長、どうもありがとうございました。

委員の方々あるいは事務局から連絡事項等ございませんでしょうか。

【富永委員】

今回退任しますので、一点最後によろしいでしょうか。訪問看護師の方とお話する機会がありまして、犬猫と一緒に暮らしている方の宅に訪問に行った際、十分に世話をされていないように見えたそうです。どこに相談したらいいのかと困っていました。以前、会議が終わった後にこちらの担当の方とお話した時に、そういった対応は行っていないと言われました。以前の会議の中でもありましたが、高齢者が飼育を決断する前に、本当に飼えるのかを考えてもらうような取組みをしているとおっしゃっていました。現状、動物と一緒に暮らしている方も多く、独居の方にとっては動物が必要な存在だと感じることも多くあります。訪問看護師と動物の関係者が連携に関わっていないと感じるので、大阪市が今後取組みをされる中で検討していただけたらうれしいです。今回、国家資格の動物看護師になり、今後そういった役割を担えたらと思っています。実際、高齢者の方が、ペットと暮らしているとその効果により介護費が半額になっているという現状があります。そういうことも含めて、適正飼養という意味で問題が多くあると思いますが、動物と人を引き離せばいいということではなく、システムとしてなにか作っていただけたらと思います。

【事務局：吉川】

これ以上のご意見、ご質問がないようですので、第 34 回大阪市動物愛護推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。